

無料相談

■市民総合相談課(市役所本庁舎 28 番窓口)【予約不要】

《暮らし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど(専門相談員対応)

とき：平日8:30～17:15(面談・電話相談)
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること(専門相談員対応)

とき：平日8:30～17:15(面談・電話相談)
☎ 0857-20-3863

※土日祝日(年末年始以外)は消費者ホットライン ☎ 188(局番なし)をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課(28番窓口)
☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回(弁護士対応)

とき：7月5・12・19・26日(火)
13:00～15:30(定員各5人・1人30分以内)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：6月24日(金)8:30～(先着順、定員になり次第終了)

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】(社会保険労務士対応)

とき：7月13日(水)13:00～15:30(定員5人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：7月6日(水)17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

■土地境界に関する相談【電話予約制】(土地家屋調査士対応)

とき：7月21日(木)13:00～15:45(定員3人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：7月14日(木)17:15まで(先着順、定員になり次第終了)

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会です。

とき：7月20日(水)13:30～15:00 ※要予約

ところ：県庁議会棟第20・21会議室

☎ 県消費生活センター(県庁第二庁舎東部消費生活相談室)
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

人権・生活相談

とき：6月14・28日(火)15:00～17:00

ところ：人権交流プラザ

内容：人権に関すること、生活上の悩みなど

定員：各回2人(カウンセラー対応)

☎ 中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

※相談日以外でも、平日8:30～17:15は人権福祉員が対応しています。

行政への困りごと相談

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど(行政相談委員対応)

とき：6月8日(水)・21日(火)・28日(火)・7月7日(木)13:30～15:00

ところ：6月8日＝輝なんせ鳥取
6月21日＝さざんか会館
6月28日＝トスク本店インフォメーションルーム
7月7日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

特設人権相談

とき：6月9日(木)13:00～16:00

ところ：さざんか会館

内容：人権問題全般(人権擁護委員対応)について、人権侵害が認められる相談については調査救済(法務局対応)を行うことができます。

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日(8:30～17:15)は毎日相談に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談

■行政書士会無料相談

・6月11日(土)10:00～15:00
中央図書館2階多目的ホール ※要予約(1人30分程度)

・7月3日(日)10:30～14:30
用瀬図書館3階おはなしの部屋 ※要予約
内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

■外国人無料相談会

とき：6月8日(水)10:00～12:00 ※要予約
ところ：鳥取県立図書館2階
内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他
※日本人の相談も可、英語・中国語対応可
☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

女性のための連合全国一斉集中労働相談ホットライン

～職場で悩むあなたを応援(サポート)します～

とき：6月7・8日(火・水)10:00～19:00

内容：働くみなさんのトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でおこたえします。

フリーダイヤル 0120-154-052

※携帯電話からもOK、男性からの相談もOK

※相談日以外でもフリーダイヤルで相談を受け付けています。

※24時間365日自動応答するチャットボット「ゆにボ(15言語対応)」も開設(「連合 ゆにボ」で検索)

☎ 連合鳥取(鳥取県労働会館内) ☎ 0857-26-6605

女性の権利ホットライン

とき：6月23日(木)10:00～16:00

内容：DVや離婚、マタハラ・セクハラ、子どもに関する問題など、女性に関する法律問題全般に関し、県内の弁護士による無料電話相談。

0859-38-1711 ※通話料金がかかります

☎ 鳥取県弁護士会 ☎ 0857-22-3912

日曜労働相談会

とき：6月26日(日)10:00～15:00

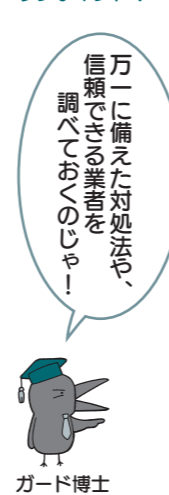
ところ：県民ふれあい会館 ※要予約・秘密厳守

内容：解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、有給休暇、パワーハラスメントなど労働問題全般に関する相談会(弁護士、社労士などが対応)

※要電話申込み(6月22日(水)17:15まで)

☎ 労使ネットとっとり(県労働委員会) ☎ 0120-77-6010

ガード博士からのワンポイント!



「アドバイス」
トイレの修理など、日常生活での緊急時の困り事に対処する駆け付けサービス業者に関する相談が増加しています。特に「インターネットの広告で安い料金を見て申し込んだのに、実際は高額な請求をされた」という相談が多くみられます。緊急時でも広告を鵜呑みにせず、見積書や契約書を元に慎重に検討しましょう。今回の事例では、現場で交換作業を勧誘されているので、クーリング・オフが可能でした。

No.111 ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

緊急時の駆け付けサービスのトラブルに注意!

トイレから水が漏れているのに気づき、インターネットで見つけた「24時間対応・基本料5千円」という修理業者に電話をかけた。代金は作業費込で1万円程度」と説明されたので、修理を依頼した。しかし、やってきた作業員は、「修理よりも部品を交換したほうが早い。全部で15万円になる」と言い出した。話が違つと一度は断つたが、何もせずに帰られても困るので、やむを得ず承諾した。今思つと、止水栓を止めればよかつた……。

問 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3919

問 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3919